

多良木町地球温暖化対策実行計画事務事業編

第1期 令和4年度～令和8年度

(2022年度～2026年度)

令和4年6月

多良木町

1 基本的事項

(1) 目的

多良木町地球温暖化対策実行計画事務事業編（以下、「計画」）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」）第 21 条第 1 項に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務付けられている事務事業の温室効果ガス排出量の削減の措置に関する計画（地方公共団体実行計画（事務事業編））として策定します。本計画に基づき、事務事業による温室効果ガス排出量の削減等を促進するため、節電や省エネ等を推進します。

(2) 対象範囲

計画の対象範囲は、多良木町が行う事務事業のすべてとします。

計画の対象となる施設・設備と公用車は表 1、2 のとおりです。

表 1 計画の対象となる施設・設備

主管課	担当係	施設・設備
住民ほけん課	保健衛生係	保健センター ふれあい交流センターえびすの湯 えびす広場ストックヤード 中山運動広場ストックヤード 黒肥地公民館ストックヤード
総務課	管財係	多良木町役場庁舎 多目的研修センター ふるさとの森休養施設
産業振興課	農業振興係	多良木町堆肥センター 多良木町畜産センター

企画観光課	歴史観光係	簡易宿泊施設ブルートレインたらぎ 多良木町交流会館石倉 多良木町埋蔵文化財等センター黒の蔵
生涯学習課	学校給食係	学校給食センター
生涯学習課	学校教育係	久米小学校 宮ヶ野小学校 黒肥地小学校 多良木小学校 多良木中学校 槻木小学校 柳野分校
生涯学習課	社会教育係	久米公民館 黒肥地公民館 多目的総合グラウンド 多良木町町民体育館 槻木公民館

表2 計画の対象となる公用車

主管課	車種・台数
住民ほけん課	ダイハツ・ブーン ニッサン・モコ スズキ・パレット スバル・サンバー トヨタ・ダイナ いすゞ・エルフ 合計6台
総務課	トヨタ・ハイエース（2号車） ニッサン・シビリアン（バス2号車） ヒノ・メルファ（バス3号車） ニッサン・キャラバン スズキ・ワゴンR 車番 3011 スズキ・ワゴンR 車番 3012 トヨタ・プリウス トヨタ・クラウン（町長車） トヨタ・ダイナ 合計9台
企画観光課	スズキ・エブリ スズキ・ランディ 合計2台

議会事務局	トヨタ・プリウス 合計 1 台
農林整備課	トヨタ・プラド スズキ・パレット 合計 2 台

建設課	ニッサン・クリッパー スズキ・軽トラック ニッサン・エクストレイル ダイハツ・ハイゼットカーゴ ダイハツ・ハイゼット 合計 5 台
産業振興課	トヨタ・タウンエーストラック マツダ・タイタン 日立・ショベルローダ 車番 565 日立・ショベルローダ 車番 566 ダイハツ・タフト スズキ・エブリ 合計 6 台
税務課	スズキ・パレット スズキ・エブリイ 合計 2 台
福祉課	ホンダ・ステップワゴン スズキ・パレット ダイハツ・アトレー ダイハツ・ブーン ダイハツ・ミラ スズキ・パレット スズキ・ラパン トヨタ・ハイエース 合計 8 台
生涯学習課	トヨタ・ダイナ（給食車） スズキ・キャリー トヨタ・スクールバス スズキ・エブリイ スズキ・ワゴン R 三菱・キャンター（給食車） 合計 6 台
農業委員会	スズキ・ワゴン R 合計 1 台

(3) 対象とする温室効果ガス

本計画では、温対法第 2 条第 3 項に規定される温室効果ガスのうち、事務事業に係る温室効果ガス排出量の 8～9 割を占める二酸化炭素（以下、「CO₂」）及び公用車の走行等に係るメタン、一酸化二窒素を対象とします（表 3）。

表 3 計画の対象とする温室効果ガス

ガス種類	発生源	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	化石燃料（ガソリン、灯油、軽油、LP ガス等）の燃焼等	1
メタン (CH ₄)	公用車の走行等	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	公用車の走行等	298

(4) 計画期間

計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化や計画の進捗状況などにより、必要に応じて見直しを行います。

2 温室効果ガスの排出状況

(1) 直近の温室効果ガス排出量

町の事務事業編に係る直近（令和元年度（2019年度）～令和2年度（2020年度））の温室効果ガス排出量は表①のとおりです。

表① 直近（令和元年度（2019年度）、令和2年度（2020年度））の温室効果ガス排出量

年度	電気	ガソリン	その他	合計
令和元年度	794.3t-CO ₂	4.4t-CO ₂	265.9t-CO ₂	1064.6t-CO ₂
令和2年度	835.5t-CO ₂	3.8t-CO ₂	122.5t-CO ₂	961.8t-CO ₂

令和2年度（2020年度）のガソリン使用料とガス使用量は、令和元年度（2019年度）に比べて急激に減少しました。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、町の施設や公用車の使用が例年に比べて大きく減少したことが原因であると考えられます。しかし、電気量に関しては、多良木町に施設が多くあることや電気量が高騰している観点から、使用が増加していることを踏まえ、削減対策が必要であります。

3 計画目標

(1) 基準年度及び目標年度

町の事務事業に係る温室効果ガス排出量の評価にあたり、基準となる年度（基準年度）は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていないと考えられる直近の年度（令和元年度（2019年度））とします。

また、目標年度は、国及び県の計画に合わせて令和12年度（2030年度）とします。

【基準年度】 令和元年度（2019年度）

【目標年度】 令和12年度（2030年度）

(2) 温室効果ガス削減目標

熊本県は、令和3年度（2021年度）7月に策定した第六次熊本県環境基本計画において、2030年度における県内の業務部門の温室効果ガス排出削減目標を、2013年度費△57%と設定しました。（当該目標を県の事務・事業に係る温室効果ガス排出量で換算すると2019年度比△22.2%）

そこで多良木町では、2030年度の温室効果ガス削減目標を基準年度（令和元年度（2019年度））比△20%とします。

なお、当該目標は計画改訂時の温室効果ガスの排出状況を踏まえ、見直しの必要性を検討します。

表4 町の事務事業による温室効果ガス排出量の削減目標

基準年度 (令和元年度 (2019年度))	目標年度 (令和12年度 (2030年度))
1064.6t-CO ₂	851.84t-CO ₂

4 目標達成に向けた取り組み

(1) 具体的取組内容

電気及びガソリンを使用する設備（照明、空調、給湯、事務機器、車両等）の使用に係る具体的取組を表5のとおり定め、省エネを推進します。

表5 目標達成に向けた具体的取組

項目	具体的取組内容
照明	<ul style="list-style-type: none">・ 事務室、会議室、トイレ等各部屋のこまめな消灯：全職員・ 住民サービスに支障がない範囲で昼休みの消灯：担当職員・ 退庁時の完全消灯：全職員
冷暖房	<ul style="list-style-type: none">・ 空調の適切な使用（室温目安 27℃、冬 20℃）：担当職員・ クールビズの推進：全職員・ 空調機器フィルターの清掃：担当職員・ 窓の開閉やブラインド、カーテンの適切な使用：全職員
事務機器	<ul style="list-style-type: none">・ 外出時 PC の電源 OFF：全職員・ 事務機器の省エネモードの使用：全職員
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 給湯器やポット利用の合理化：全職員
公用車 (全職員)	<ul style="list-style-type: none">・ 急加速、急発進をしない・ 無用なアイドリングやエアコンの過度な使用をしない・ 経済速度（等速での走法や車間距離の確保）運転の励行